

心身に障害のある方、難病の方へ 各種手当・助成のご案内

障害福祉課業務係・内線1511

市や都、国は、心身に障害のある方、難病の方が地域で安心して暮らせるよう、各種手当の支給や医療費の助成(左表を行っていただきます(所得制限があります)。これらの手当・助成を受けるには申請が必要です。該当

要はありません。これらの手当を受けている方で、施設に入所した方や住所・口座番号の変更などがある方は障害福祉課へご連絡ください。
障 受給者証が替わります
心身障害者医療費受給者証(障受給者証)は8月31日(木)で有効期限が切れ、9月1日(金)から新しい受給者証(あさぎ色(うすい水色))に替わります。

心身障害者(児)手当など一覧		令和5年7月現在		
手当などの種類	対象となる方	手当・助成を受けられない方	手当月額 支給月	
市の制度	心身障害者手当	▶身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度～3度の方 ▶脳性まひの方 ▶進行性筋萎縮症の方	①難病手当受給者 ②心身障害者福祉手当受給者 ③施設入所者 ④65歳以上で新たに左記に該当した方 ⑤児童育成(障害)手当受給者	6,000円 4月8月12月
	難病手当	▶身体障害者手帳3級・4級、愛の手帳4度の方	▶心身障害者手当受給者 ▶上記②③⑤該当者 ▶65歳以上で新たに左記の特殊疾病の認定を受けた方	4,500円 6,000円
都の制度	心身障害者福祉手当	20歳以上で、 ▶身体障害者手帳1級・2級、愛の手帳1度～3度の方 ▶脳性まひの方 ▶進行性筋萎縮症の方	▶心身障害者手当受給者 ▶上記①③④該当者	15,500円 4月8月12月
	重度心身障害者手当	▶重度の知的障害で、日常生活に常時複雑な配慮を必要とする精神症状を有する方 ▶重度の身体障害と重度の知的障害が重複する方 ▶重度の肢体不自由で両上肢および両下肢の機能が失われ、座っていることも困難な程度の方	▶施設入所者 ▶病院などに3か月を超えて入院している方 ▶65歳以上で新たに左記に該当した方	60,000円 毎月
国の制度	特別障害者手当	重度の障害があるため、日常生活に常時特別な介護が必要な20歳以上の方(くわしくは障害福祉課☎(529)7100へお問い合わせください)	▶施設入所者 ▶病院などに3か月以上入院している方	27,980円 5月8月11月2月
	障害児福祉手当	重度の障害があるため、日常生活に常時介護が必要な20歳未満の方(くわしくは障害福祉課☎(529)7100へお問い合わせください)	▶施設入所者 ▶当該障害を支給理由とする年金の受給者	15,220円
その他	心身障害者医療費助成制度	▶身体障害者手帳1級・2級(内部3級)、愛の手帳1度・2度の方 ▶精神障害者保健福祉手帳1級の方	▶生活保護受給者 ▶65歳以上で新たに左記に該当した方	自己負担分医療費の一部を助成

- 65歳未満で心身障害者手当または難病手当を受給中の方が、より月額の高い手当の対象となる障害に該当された場合は、今まで受給していた手当を中止し、新しく該当した障害で一覧上段の3種の中から受給できる手当を申請し直すことができます(一部例外がありますので、くわしくはお問い合わせください)。
- 表中「施設入所者」の施設とは、障害者支援施設、障害児入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、救護施設、のぞみの園などです。グループホームは含みません。

特別障害者手当・障害児福祉手当・心身障害者手当・難病手当を振り込みます

令和5年度の第2回支給分を8月15日(火)までに指定口座へ振り込みます。

ご意見をお寄せください マンシヨン管理適正化推進計画(素案)

市は、マンシヨン管理条例や改正マンシヨン管理適正化法の目的の実現に向けて目標を設定するとともに、国や都、関係団体などの多様な主体と連携を図ることで施策を推進するための計画素案を策定しました。この素案について、市民の皆さんのご意見をお寄せください。いた

認知症サポーターの児童に感謝状を贈呈しました

市は7月14日、六小の児童5人(香川菖さん、小関華蓮さん、小関勇心さん、大内陽菜乃さん、小島正義さん)に感謝状を贈呈しました。令和4年秋、公園で道に迷っていた認知症の方に、市の認知症サポーター養成講座を受講した5人が優しく声をかけてくれました。その様子に地域包括支援センター職員が気付き、認知症の方は無事自宅に戻ることができました。お礼を伝えると児童たちは、「僕たち認知症サポーターだから!」と誇らしげに話してくれました。



だいたご意見は市ホームページでお知らせします。

素案のくわしい内容は、8月1日(火)～22日(火)に、市ホームページのほか、住宅課市役所2階53番窓口、市政情報コーナー(市役所3階)、窓口サービスセンター、子ども未来センター、各地域学習館、各図書館、各連絡所でご覧になれます。

●ご意見の提出方法 8月22日(火)(必着)までに、住所、氏名を直接、または郵送、ファクス、Eメールで住宅課・内線2562(Fax(528)4333)jutaku@city.tachikawa.lg.jpへ。市ホームページのアプリックコメント専用フォームも利用できます。

食料品を配布します(物価高騰対策)

8月から、物価高騰の影響を受けて生活にお困りの世帯を対象に、食料品等の配布を行います。

す。くわしくは市ホームページをご覧ください。

●困窮世帯への支援
電話等で事前にご相談ください。

●対象 市内在住で、生活にお困りの方
●配布日時 8月(令和6年3月)日曜日、祝日、12月29日(金)～令和6年1月3日(水)を除く、午前9時～午後5時(土曜日は午後4時30分まで)
●配布場所 総合福祉センター

●若年層への支援
直接会場へ。配布品目ごとに1人当たりの配布上限を設けています。

●対象 生活にお困りの若年層の方(小学生からおおむね30代までの方)、子育て世帯の方
●配布日時 8月(令和6年3月)の第2・第4土曜日、午前10時～午後3時
●配布場所 高松町2-17-3 清水ビル2階201号室
●認定 NPO法人育て上げネット ☎(527)6095、市生活福祉課・内線1528

今月の納期 7月31日

▷固定資産税・都市計画税第2期分▷国民健康保険料第1期分▷後期高齢者医療保険料第1期分▷介護保険料第1期分

納付書裏面等に記載の場所で納付してください
市税=収納課管理係・内線1240、国民健康保険料=保険年金課賦課係・内線1416、後期高齢者医療保険料=保険年金課賦課係・内線1406、介護保険料=介護保険課介護保険料係・内線1446

8月6日午前8時15分(広島市)、8月9日午前11時2分(長崎市)の原爆投下時間にあわせ、戦没者を追悼し平和を願って1分間の黙とうをお願いします(総務課)